

委託業務契約書（案）

業 務 名 令和8年度交通安全啓発CM事業

契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

委 託 期 間 着 手 契約締結日
履行期限 令和9年3月31日

上記の業務委託について、委託者「福島県交通対策協議会」を甲とし、協賛者「公益社団法人福島県トラック協会」を乙とし、受託者「〇〇〇〇〇」を丙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 丙は、別紙「令和8年度交通安全啓発CM事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲丙協議して別に定めるものとする。

（契約保証金等） **（注：丙の契約保証金免除資格の有無により条文が異なる。）**

- 第2条 甲は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第 号の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。
- 第2条 契約保証金は金 _____ 円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第3条 甲又は丙は、この契約によって生じる権利及び義務を、相手方の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（一括再委託等の禁止）

- 第4条 丙は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 丙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、丙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 丙は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る丙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を丙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、丙が承諾したときに限り、既に丙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 丙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を丙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 丙は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

（第三者権利の処理）

第6条 丙は、成果品の作成に当たり、第三者が著作権、著作者人格権、商標権、肖像権その他の権利を有する著作物、画像、映像、音声、イラスト、写真、フォント、プログラムその他の素材（以下「第三者素材」という。）を使用するときは、自らの責任と費用において必要な許諾その他の権利処理を行わなければならない。

2 丙は、成果品について、甲及び乙が契約の目的の範囲内において利用、複製、公衆送信、上映、編集、改変その他必要な利用を行うことができるよう、必要な権利処理を完了した状態で引き渡さなければならない。

3 丙は、成果品又は第三者素材の使用に関し、第三者との間で権利侵害その他の紛争が生じたときは、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。ただし、その紛争が甲又は乙の指示のみに起因する場合は、この限りでない。

4 前項の紛争により甲又は乙に損害が生じた場合は、丙はその損害を賠償しなければならない。ただし、当該紛争が甲又は乙の指示のみに起因する場合は、この限りでない。

5 丙は、成果品の納品時に、第三者素材を使用した場合には、その内容、権利者、利用条件及び利用期間その他甲が求める事項を記載した権利処理一覧を提出しなければならない。

6 丙は、AI 生成コンテンツ又はライセンス条件の付された素材を使用する場合には、甲及び乙による二次利用、改変及び無期限利用を妨げない条件であることを確認しなければならない。

（委託業務処理状況の報告等）

第7条 甲は、必要があるときは、丙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙丙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、丙が損害を受けたときは、丙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲丙協議して定める。

（丙の請求による履行期限の延長）

第9条 丙は、天災、その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲丙協議して定める。

（損害負担）

第10条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた経費は丙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲丙協議して定める。

2 前項の損害賠償の範囲は、相手方又は第三者が直接かつ現実・積極的に被った通常損害の範囲に限られるものとし、間接損害、逸失利益（消極損害）及び特別損害については、賠償者が予見していたか否か、予見すべきであったか否かを問わず、損害賠償の範囲に含めないものとする。

（丙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第11条 丙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は丙から遅延日数1日につき委託料の額に年3.0%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

（検査及び引渡し）

第12条 丙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく完了届に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に提出された成果品について検査を行わなければならない。当該期間に甲からの可否の通知がないときは、成果品は甲の検査に合格したものとみなす。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、丙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。
この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

- 第 13 条 丙は、前条の規定による検査に合格したときは、請求書（様式 5）により乙に対して委託料の支払を請求するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により丙の提出する適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。乙が支払い不能となったときは、甲が支払うものとする。
- 3 甲は、委託業務終了後において、丙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、丙に対しその額の返還を命じるものとする。
- 4 乙は、第 1 項の規定にかかわらず、丙の請求により必要と認める場合には、甲乙丙協議の上、委託業務の進行及び実施量に応じて委託料の一部を前金払することができる。
- 5 丙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、「前金払請求書（様式 3）」及び委託業務の進行及び実施量を証するものを乙に提出するものとする。
- 6 乙は、前項の規定により丙の提出する「前金払請求書（様式 3）」を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。
- 7 丙は、契約金額の減額又は第 14 条に規定する契約の解除がなされたとき、第 4 項の規定により支払いを受けた委託料の額が、契約金額を超えた場合には、その超えた額を乙の指定する期日までに返還しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 14 条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その成果品の引渡しを受けた後 6 か月以内に限り、丙に対して成果品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は成果品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、丙はこれに応じるものとする。

(契約の解除)

- 第 15 条 甲又は丙は、相手方が次の各号のいずれか（丙が解除する場合は第 1 号を除く）に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。
- 一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明かに認められるとき。
- 二 前号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者をいう。以下この条において同じ。）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 四 丙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員若しくははその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者又は、従業員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委任契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他

の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、丙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を丙は甲に納付しなければならない。

ただし天災地変、不可抗力等丙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 丙がその債務の履行を拒否し、又は、丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合には、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 丙について破産手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 丙について破産手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により第 11 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、丙は、第 1 項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（丙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第 17 条 甲は、この契約に関し丙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、丙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 丙（丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、丙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条 丙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護等）

第 19 条 丙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（関係書類の整備）

第 20 条 丙は、委託業務に係る関係書類及び帳簿を備え付け、これを 5 年間保存しなければならない。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ
て甲乙丙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、被告の所
在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
 福島県交通対策協議会
 会長 内 堀 雅 雄

乙 福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋 32 番地
 公益社団法人 福島県トラック協会
 会長 佐 藤 信 成

丙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 丙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 丙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 丙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 丙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 丙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 丙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 丙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 丙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 丙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 丙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、丙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は丙に対して必要な報告を求めるなど、丙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 丙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、丙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 丙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 丙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により丙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 丙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 丙又は丙の従事者（丙の再委託先及び丙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、丙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が丙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、丙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、丙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和8年度交通安全啓発CM事業委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県交通対策協議会（以下「甲」という。）及び公益社団法人福島県トラック協会（以下「乙」という。）が「〇〇〇〇〇」（以下「丙」という。）に委託する令和8年度交通安全啓発CM事業を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、丙はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務委託の内容

業務委託内容（別紙）のとおり

3 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) SNS 向け縦型動画データ
- (3) 動画活用促進資料
- (4) 効果測定結果

4 提出書類

丙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式1）
- (2) 総括責任者通知書（様式2）
- (3) 完了届（様式4）
- (4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

5 総括責任者

丙は、本事業に当たって十分な経験を有するものを総括責任者として配置しなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

6 関係機関との協議

丙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行うものとする。

7 作業等の打ち合わせ

丙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙丙が協議の上、定めることとする。

令和8年度交通安全啓発CM事業業務委託内容

1 事業目的

第11次福島県交通安全計画(令和3年10月決定、5ヵ年計画)及び第12次福島県交通安全計画(令和8年度決定予定、5ヵ年計画)に定める目標達成のため、同計画の施策(道路交通の安全についての対策)の一環として、テレビ、ラジオ及びインターネット広告媒体を活用し県民の交通安全意識の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

受託者は、委託者が提供する以下の交通安全啓発動画及びラジオCMを活用し、(1)～(7)の業務を行うこと。

・動画(7本)

- ア 福島交通安全フクレンジャー「横断歩行者の保護」編
- イ 福島交通安全フクレンジャー「自転車乗るなら」編
- ウ 福島交通安全フクレンジャー「飲酒運転防止」編
- エ 福島交通安全フクレンジャー「自転車の交通ルール啓発」編
- オ 福島交通安全フクレンジャー「夕暮れ時と夜間の交通事故防止」編
- カ 福島交通安全フクレンジャー「安全装置の導入検討啓発」編
- キ 自転車反則通告制度

※ア～キの動画は令和5年～7年に同事業で制作した動画。

・音声(6本)

上記動画ア～カの音源の末尾に5秒間のメッセージを追加した20秒のCM音声。

※令和5年～6年に制作した音声。

(1) テレビにおける放映・放送枠の調整・確保

既存動画を活用したテレビCM放送を実施すること。

ア 放送局

県内民放テレビ4局(福島中央テレビ・テレビユー福島・福島テレビ・福島放送)

イ 放送期間

契約締結日～令和9年1月(正月三が日を除く)を基本とし、年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動期間を中心に放送すること。

ウ 放送回数

4局の合計で24回以上とする。

なお、各局概ね6回以上を基本とする。

エ 放送時間帯

早朝・深夜帯に偏らず、最も効果の高いものを受注者が提案

(2) ラジオにおける放送枠の調整・確保

既存ラジオCMを活用したラジオ放送を実施すること。

ア 放送局

ラジオ放送2局（ふくしまFM・ラジオふくしま）

イ 放送期間

契約締結日～令和9年1月（正月三が日を除く）を基本とし、年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動期間を中心に放送すること。

ウ 放送回数

2局の合計で14回以上

エ 放送時間帯

通勤時間帯及び帰宅時間帯を中心とすること。

(3) Youtube広告の配信

委託者が提供する既存動画及び受託者が制作するSNS向け縦型動画を活用し、YouTube広告を実施すること。インストリーム広告及びYouTube Shorts広告を活用し、若年層への効果的な周知を図ること。配信手法及び予算配分については提案による。ただし、総表示回数160万回以上及び総視聴回数45万回以上を満たすこと。

ア インストリーム広告

既存動画を活用した広告配信とする

イ YouTube Shorts広告

2(4)で制作した縦型動画を活用した広告配信とする

ウ 広告期間

契約締結日～令和9年3月31日（正月三が日を除く）

(4) SNS向け縦型動画の制作

委託者が提供する既存動画を活用し、SNSでの配信に適した縦型動画を制作すること。

ア 対象動画

福島交通安全フクレンジャー「自転車乗るなら」編

福島交通安全フクレンジャー「自転車の交通ルール啓発」編

自転車反則通告制度

イ 制作内容

- ・スマートフォンでの視聴を前提としてYouTube Shorts等のSNSでの配信に適した縦型（9:16）形式へ編集すること。
- ・小型画面での視認性を考慮したテロップの最適化を行うこと。
- ・高校生を中心とした若年層への訴求効果を高めるため、短時間でメッセージが伝わる構成とし、視聴者の関心を引く工夫を行うこと。

(5) 動画活用促進資料の作成

学校、交通安全関係団体その他関係機関における動画活用を促進するため、委託者の

指示に基づき、学校向け補助資料、交通安全関係団体向け周知資料、活用実績調査票
その他必要な資料を作成すること。

資料の分量は、A4判換算で合計5ページ程度とし、調査票の集計対象は170団体程
度を想定する。

詳細は委託者と協議の上決定する。

(6) 効果測定

以下の項目について実績を集計し、業務完了時に報告すること。

ア 広告実績

テレビCM放送回数、ラジオCM放送回数、YouTube表示回数、YouTube視聴回数、
YouTube視聴率

イ 動画活用実績

活用機関数、活用回数、動画別活用回数、主な活用事例

(7) その他

(1)から(6)に掲げる業務に附帯する業務で、発注者が必要に応じ指示する業務

3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 受託者は、動画・音声の放映・放送等に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況に
ついて委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な
打合せを行うこと。
- (2) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上業務内容を変更することが
できる。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の変更を行わない。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び
貸与してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定めるも
のとする。

4 著作権の譲渡

- (1) 受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定
する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の
著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡
し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を
受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に

受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- (4) 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとし
ないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該
成果品の内容を公表することができる。